

沖縄

トラック情報

10
October 2025
no.421



毎月10日発行



沖縄県国頭郡伊江村

- 1 令和7年度「経営者研修」を実施!
- 2 第30回 沖縄県フォークリフト運転競技大会の開催
- 3 令和7年 第一期優秀安全運転事業所表彰／令和7年度 沖縄県警察本部長・公益財団法人沖縄県交通安全協会 連合会会長連名表彰
- 4 荷役災害防止担当者研修(陸運事業者・荷主等向け)

- 5 【厚生労働省】トラック運転者を使用する事業場に対する令和6年の監督指導、送検の状況について
 - 8 不正改造車を排除する運動
 - 10 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
協会日誌(行事予定)
会員だより
- 裏表紙 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

令和7年度【経営者研修】を実施!

去る9月9日(火)から11日(木)の行程で、当協会役員及び会員事業者等(19名)による経営者研修を実施しました。

今回は、当協会の研修会館隣接地の地域防災への有効活用と参加者の防災意識を高めることを目的に、神戸市にある阪神・淡路大震災の実態を展示・体験する『人と未来防災センター』を視察しました。

当該センター4階の「震災追体験フロア」では、①震災後の復興に至る街と人の直面する課題をまとめたドラマを鑑賞、②大型映像と音響による地震破壊のすさまじさを体感、③ジオラマ模型で再現された震災直後の街並みの展示等を見学。また、3階の「震災の記憶フロア」では、被災住民の体験談と共に、地震直後の様子や復興過程の生活・街並みをわかりやすく解説・展示するなど、震災の実態を疑似体験できる大変有意義な機会となりました。



人と未来防災センター HPより



震災追体験フロア

震災の記憶フロア



人と未来防災センター前での記念撮影

第30回 沖縄県フォークリフト運転競技大会の開催

- 主催：陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
- 後援：沖縄労働局・陸上貨物運送事業労働災害防止協会

令和7年度第30回沖縄県フォークリフト運転競技大会が8月23日(土)に九州沖縄トラック研修会館において開催され、5事業所から一般部門に10名が参加し、学科競技、作業開始前点検、運転競技に取り組み、日頃の運転知識と技能を競い合いました。

3競技の総合得点による結果、一般の部で呉屋 大介氏((株)りゅうせき)が優勝し、9月27日(土)から愛知県で開催される全国大会への出場が決まりました。

なお、入賞者は下記のとおりです。



運転競技



作業開始前点検競技

【一般の部上位入賞者】

順位	選手名	所属会社
優勝	呉屋 大介	(株)りゅうせき八重山物流センター
2位	金城 莉玖	沖縄荷役サービス(株)
3位	稻福 隆晟	琉球物流運輸(株)



【一般の部】

優勝 呉屋 大介選手(中央)、2位 金城 莉玖選手(左)、3位 稲福 隆晟選手(右)

令和7年 第一期優秀安全運転事業所表彰 受賞おめでとうございます!!

令和7年第一期優秀安全運転事業所表彰式(金賞・銀賞)が、6月30日(月)に沖縄県警察運転免許センターにおいて挙行され、当協会会員事業者から金賞1事業所、銀賞4事業所の計5事業所が受賞されました。

この表彰は、交通安全に深い理解を示し、運転免許センターが発行する運転記録証明書及び分析資料を活用した積極的かつ適切な安全運転管理に努めるなど交通事故の防止に抜群の貢献をされた事業所に対する表彰です。誠におめでとうございます。

今後一層の交通事故防止対策の推進を期待しております。

☆金賞 1事業所

- ・沖縄郵便遞送株式会社

☆銀賞 4事業所

- ・沖縄セメント工業株式会社
- ・株式会社小禄運輸
- ・内外運輸株式会社
- ・沖縄荷役サービス株式会社



受賞者の皆様

令和7年度 沖縄県警察本部長・ 公益財団法人沖縄県交通安全協会 連合会会長連名表彰 受賞おめでとうございます!!

沖縄県警察本部長・公益財団法人沖縄県交通安全協会 連合会会長の連名表彰式が8月19日(火)、パシフィックホテル沖縄で行われました。当協会会員事業者からは、優良安全運転管理者1名、優良自動車運転者6名の計7名が受賞されました。

この表彰は、「事業所等において自動車の安全な運転に必要な業務を行い、交通安全推進に功績のあった管理者」、また「交通規則を守り永年無事故の運転者で、現に自動車運転に従事し他の模範となる運転者」に対する表彰です。誠におめでとうございます。

今後の更なる交通事故防止対策の推進を期待しております。

☆優良安全運転管理者 1名

- ・大城 直哉 (株式会社小禄運輸)

☆優良自動車運転者 6名

- ・仲松 弥輝 (株式会社小禄運輸)
- ・新垣 忍 (株式会社小禄運輸)
- ・金城 智之 (株式会社小禄運輸)
- ・玉那霸 良明 (沖縄西濃運輸株式会社)
- ・島尻 和信 (大栄空輸株式会社)
- ・内原 繁行 (株式会社りゅうせき)



受賞者の皆様

荷役災害防止担当者研修

(陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 令和7年 11月21日(金) 13:00-17:00

開催場所 九州沖縄トラック研修会館 5F研修室
(住所 那覇市港町2-5-23)

定員 70名(先着順です)



内容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる(陸運事業者・荷主等向け)
荷役災害防止担当者教育

参加費及びテキスト代 無料

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防沖縄県支部までファックスでお申込み下さい。

なお、受講票等は送付いたしません。

申込締切は、**令和7年11月7日(金)**です。ただし、定員に達し次第締め切ります。

受講証明 受講者には、受講証明書をお渡しします。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防) 沖縄県支部 TEL: 098-863-0280

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書

FAX. 098-863-3591

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職	
事業場名	(業種:)		
所在地 電話番号 ご担当者氏名	電話番号 () - - - ご担当者		

参加申込書にご記入いただいた情報は、本研修以外は使用いたしません。

【厚生労働省】

トラック運転者を使用する事業場に対する令和6年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省は、全国の労働基準監督署等が、令和6年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況について取りまとめました。

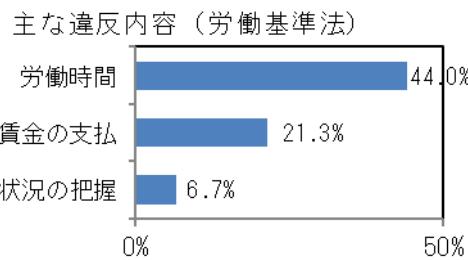
この取りまとめの中から、トラックの自動車運転者を使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

1 監督指導の状況

(1) 労働基準関係法令の主な違反内容

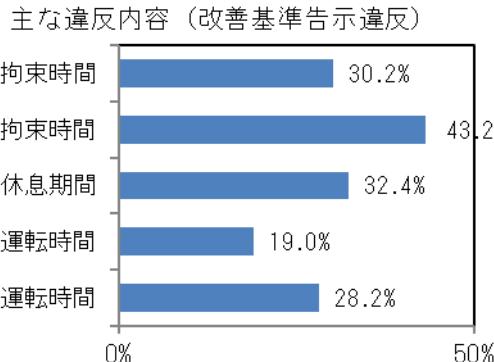
※表中の（）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施事業場数	3,424
労働基準関係法令違反事業場数	2,786 (81.4%)



(2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	3,424
改善基準告示違反事業場数	1,994 (58.2%)



(3) 過去3年間の監督指導状況

	令和6年	令和5年	令和4年
監督実施事業場数	3,424	2,928	3,079
労働基準関係法令違反事業場数	2,786	2,389	2,549
改善基準告示違反事業場数	1,994	1,706	1,790

(4) 監督指導の事例

長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

【労働基準監督署の指導等】

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大127時間）が認められたため、是正勧告した。
- 時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えたトラック運転者に対し、当該超えた時間に関する情報を労働安全衛生法に基づき通知していなかったため、是正勧告した。
- 改善基準告示【旧告示】^{※1}に関し、①勤務終了後、休息時間が継続8時間下回っていること、②1か月の総拘束時間が労使協定の限度である320時間を超えていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 同一週内で日勤勤務と隔日勤務を併用し、頻繁に勤務態様を変えている状況が認められたため、労働者の生理的機能への影響に鑑み、勤務割を見直し、一定期間ごとに交替させるよう指導した。
- 長時間労働の背景に、荷主に指定された時間に到着しても2～3時間の待機を強いられることが常態化しており、かつこれらに対する料金の上乗せを荷主に申し出ても応じてもらえない、標準的運賃^{※2}を下回る料金しか支払ってもらえない状況

が疑われたため、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等を周知するとともに、中小企業庁に通報を行った。

【会社の対応】

- 受注件数が過大で長時間労働となつたため、契約解除も含めた受注量の見直しを行い、長距離輸送のトラック運転者の労働時間を削減させた。
- 日勤勤務と隔日勤務を1週間周期で交替していくよう勤務割を見直した。
- 取引先との間で、長時間の荷待ちの実態を踏まえた価格交渉に取り組み、労働時間の削減に向けて話し合いを重ねた
- 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が293時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が284時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

※1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）は、令和6年4月、拘束時間等の基準が改められました。このため、掲載した監督指導事例においては、改正前の改善基準告示のものを【旧告示】、改正後のものを【新告示】と付記しています。

※2 「標準的運賃」制度は、令和2年、トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標として貨物自動車運送事業法に基づき創設されました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示しています。

長時間労働の削減及び労働時間の適正把握等を指導

【労働基準監督署の指導等】

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示【新告示】に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続8時間以下

回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。

- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を見つけることについて指導した。

【会社の対応】

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
- デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積卸しの記録状況を点検することとした。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

2 送検状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、42件でした。

令和6年	令和5年	令和4年
42	45	44

(2) 送検事例

違法な時間外労働を行わせた疑いで、トラック事業者を送検

【検査経過】

- トラック運転者の脳血管疾患に関する労災請求がなされたことを端緒にトラック事業者の営業所に監督指導（立入調査）を実施した。
- 調査の結果、長距離輸送を行っている

トラック運転者（1名）に対し、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定める延長時間（1か月当たり98時間、1日7時間）を超えて違法な時間外労働を行わせていたことが発覚した。

- 当該営業所に対しては、過去に複数回違法な時間外労働について労働基準法第32条違反を是正勧告しており、法違反が繰り返されている実態が認められたため、送検した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び取締役について
36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

【違反条文】

労働安全衛生法第21条違反

トラックの荷台のシート外しの作業中、保護帽を着用させなかつた疑いで、トラック事業者を送検

【検査経過】

- 事業者からトラック運転者に係る労働者死傷病報告の提出があり、法違反の疑いがあつたことから監督指導を実施した。
- 調査の結果、最大積載量が14tの貨物自動車の荷台のシート外し作業を行わせるにあたり、労働安全衛生法により義務付けられた墜落時保護用の保護帽（ヘルメット）を着用させるなどの措置を講じておらず、その結果、トラック運転者が荷台から転落して、重篤な後遺障害を引き起こしていたため、送検した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び実行行為者について
最大積載量が5t以上の貨物自動車に荷を積むために、荷台のシートを外す作業を行わせるにあたり、墜落による危険を防止するため、保護帽（ヘルメット）を着用させなかつたこと。

【違反条文】

労働安全衛生法第20条違反

労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

3 國土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反）を相互に通報しています。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

	令和6年	令和5年	令和4年
労働基準監督機関から通報した件数	501	545	556
労働基準監督機関が通報を受けた件数	323	414	297

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っています。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

令和6年	令和5年	令和4年
119	96	88

3 厚生労働省の取組

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応しています。

なお、令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（次URL参照）

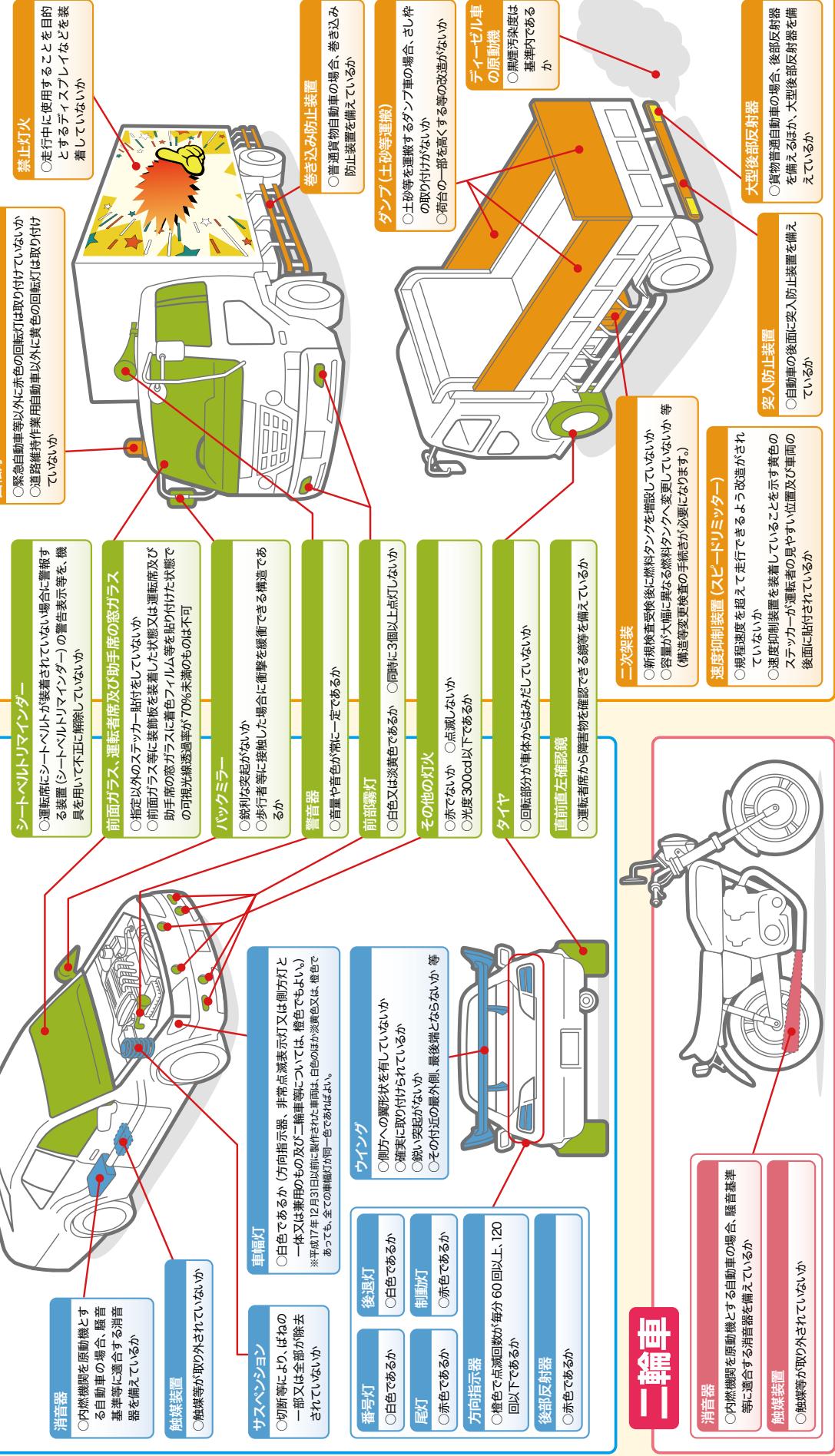
[https://www.mhlw.go.jp/
content/11202000/001529412.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001529412.pdf)

⚠ 不正改造チェック項目

乗用車

乗用車・貨物車共通

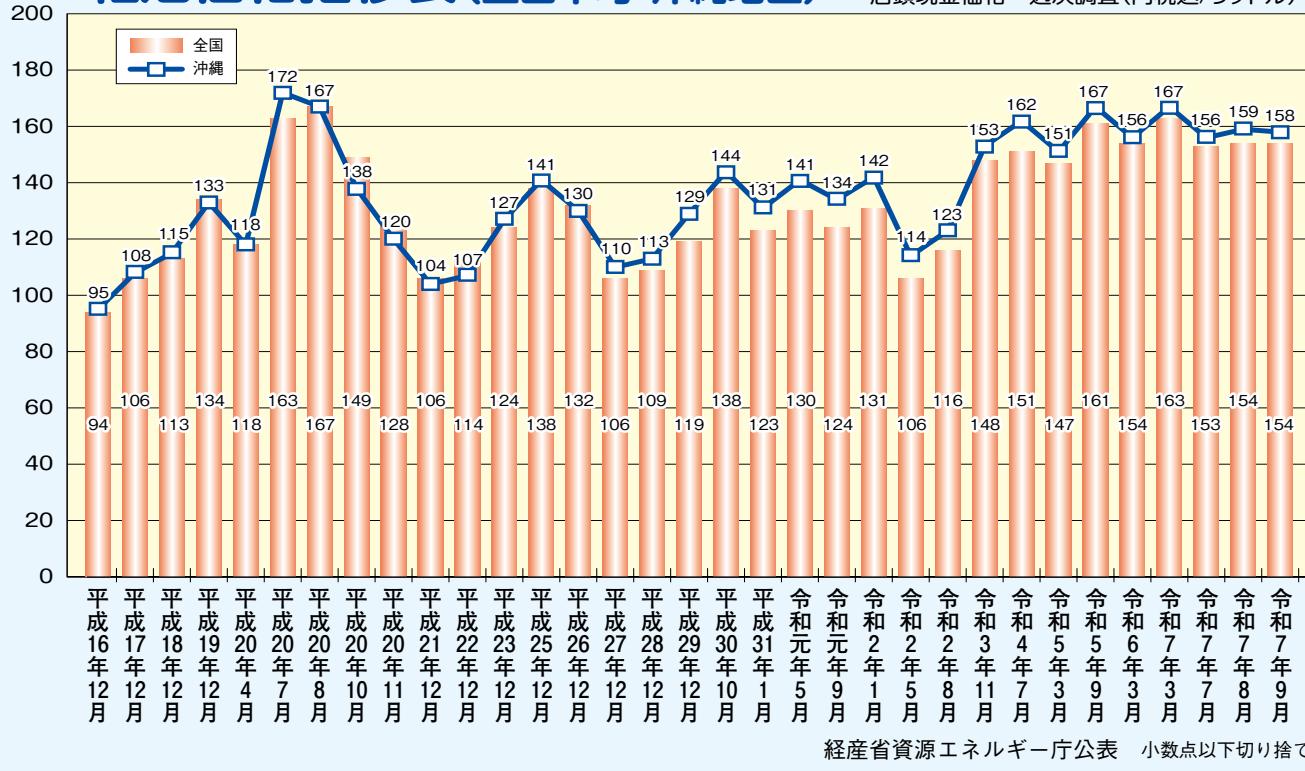
貨物車



⚠ 不正改造は犯罪です！

軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)

2025年9月8日 現在
店頭現金価格 週次調査(円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表 小数点以下切り捨て



2025年 10月行事予定

- 1(水) 第2回 中部支部運営委員会(居酒屋 志堅原)
18:00~
- 7(火) 過積載防止対策連絡会議(陸運事務所)
14:00~15:00
- 9(木) 第4回那覇支部運営委員会(4F第2研修室)
12:00~
- 10(金) 沖縄県産業安全衛生大会(ラグナガーデン)
14:00~
- 13(月) **スポーツの日**
- 15(水) 第30回 全国トラック運送事業者大会(新潟県)13:00~ ※14日出発
- 18(土) トラックフェスティバル(九州沖縄トラック研修会館)
- 20(月) 九州沖縄ブロック支部事務局長会議(ホテルニューウエルシティ宮崎)15:00~
- 23(木) テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座(沖ト協5F)10:00~/久米島地区安全運転講習会(具志川村農村環境改善センター)18:00~
- 24(金) 安全衛生管理実務担当者研修(沖ト協5F)
13:30~
- 25(土) 全国トラックドライバーコンテスト(~27日)

2025年 11月行事予定

- 1(土) 免許出張試験(沖縄産業支援センター)
10:00~17:00
- 2(日) 免許出張試験(沖縄産業支援センター)
10:00~14:00
- 3(月) **文化の日**
- 5(水) 第47回 九州地区物流政策懇談会(福岡)15:00~/集団健康診断(沖ト協)08:15~11:00(午前中のみ)
- 6(木) 「トラックの日」チャリティーゴルフ(パークヒルズゴルフリゾートクラブ)
- 13(木) 第61回 陸災防全国大会(群馬県)
- 17(月) 九ト協理事会(佐賀市)
- 21(金) 荷役災害防止担当者研修(沖ト協5F研修室)
13:00~17:00
- 23(日) **勤労感謝の日**
- 24(月) **振替休日**
- 25(火) 九州・沖縄ブロック適正化事業指導員研修会(長崎市)



会員だより

◆入会

事業所名/代表者名	電話	FAX	〒	所在地
八幡運送/八幡 和也	098-949-7936		901-0616	南城市玉城字前川415-3
(株)ソーデン社沖縄営業所	098-894-7611	098-894-7522	900-0003	那覇市安謝619-16

モコヒ自分がいい 働き方 Refresh! 休み方

休暇がある
計画的な
取得で



10月は「年次有給休暇 取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進
特設サイト▶

